

分譲宅地を販売します

- ▽ 分譲方法 公開抽選により販売
- ▽ 申込日時 平成27年11月25日(水)～12月1日(火)
午前9時～午後3時 ※土・日曜日も受付
- ▽ 申込資格
- ・法人、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない方は申込み不可
 - ・暴力団その他の反社会的な団体及びその構成員等の事務所、宿舍、待機所、駐車場その他のその活動の用に供する施設の敷地として使用しようとする者は申込み不可
- ▽ 受付場所 組合事務所 豊田市浄水町原山70番地 ※郵送は不可
- ▽ 提出書類 (個人申込)
- ① 抽選参加申込書(資料配布窓口にて配布)(押印必要:認印可)
 - ② 住民票(発行から3ヶ月以内のもの)
 - ③ 身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- ※本籍地の市区町村役場にて発行(運転免許証、健康保険証の写し等は不可)
- ▽ 公開抽選 平成27年12月5日(土)
あいち豊田農業協同組合本店(JA あいち豊田)ふれあいホール【豊田市役所の西】
【受付時間】午前9時開始～9時45分終了 【抽選開始】午前10時
- ▽ 資料配布 平成27年11月4日(水)から
- ▽ 現地見学会 平成27年11月21日(土) 午前10時～午後3時 組合事務所および現地

- (1) 申込人1人につき、1区画のみの申込みとなります。
- (2) 第1種低層住居専用地域の分譲宅地については、住宅の建築条件はありませんが、共同住宅(アパート等)を建築する場合は申込みできません。
- (3) 代理人による申込みの場合は、委任状が必要となります。(代理人は20歳以上の方に限る)
- (4) 抽選に当選した場合、申込人に契約していただきます(変更はできません)。また、換地処分終了後、申込人(買受者)名義で登記することになります。
- (5) 共有名義で契約及び登記を希望される方は、共有名義で申込みください。なお、個人の場合は共有者全員の住民票、身元(身分)証明書が必要になります。
- (6) 申込期間中に限り、申込みの分譲宅地を変更することができます。

【資料配布・問合せ】

豊田浄水特定土地区画整理組合事務所(豊田市浄水町原山70番地) 電話 0565(46)3600
豊田市役所 区画整理2課(豊田市役所 西庁舎3階) 電話 0565(34)6769

※別途、募集要項「分譲宅地(保留地)抽選のご案内」をご確認のうえ申込みください。

分譲宅地 地積及び価格一覧表

宅地 番号	街区番号 (ﾌﾞﾛｯｸ)	画地番号 (ﾛｯﾄ)	地 積		単 価 (円)		分譲価格 (円)
			㎡	坪 (約)	㎡当たり	坪当たり (約)	
1	196	5-3	223.15	67.50	104,000	343,802	23,207,600
2	196	5-5	234.11	70.81	108,000	357,025	25,283,880
3	196	5-6	230.56	69.74	94,000	310,744	21,672,640
4	196	5-7	183.26	55.43	120,000	396,694	21,991,200
5	196	5-8	226.83	68.61	94,000	310,744	21,322,020
6	196	5-9	183.26	55.43	120,000	396,694	21,991,200
7	1	3	476.59	144.16	90,700	299,835	43,226,713

- 宅地番号1～6は第1種低層住居専用地域、宅地番号7は第2種中高層住居専用地域です。
- 地区計画（まちづくりルール）があります。
- 各々の建築計画に伴うハウスメーカー等の地盤調査結果により杭基礎等の補強工事等が必要になる場合があります。（費用は自己負担となります）
- 宅地番号2、7は電柱が設置されています。
- 設備／上・下水道：豊田市、電気：中部電力㈱、都市ガス：東邦ガス㈱、電話：NTT西日本、CATV：ひまわりネットワーク㈱
- 周辺施設／浄水ひかりこども園、浄水松元幼稚園、いぼばらこども園、杜のひかりこども園
浄水小学校、浄水北小学校、梅坪台中学校、(仮)第2梅坪台中学校【平成28年4月開校予定】
名鉄豊田線「浄水駅」「上豊田駅」、愛知環状鉄道「保見駅」「貝津駅」
- 保留地を担保にして融資を受ける場合は、申込受付の前に金融機関にご相談ください。
(協定金融機関) 愛知銀行、あいち豊田農業協同組合、大垣共立銀行、岡崎信用金庫、住宅金融支援機構、十六銀行、東海労働金庫、豊田信用金庫、名古屋銀行、三菱東京UFJ銀行（50音順）

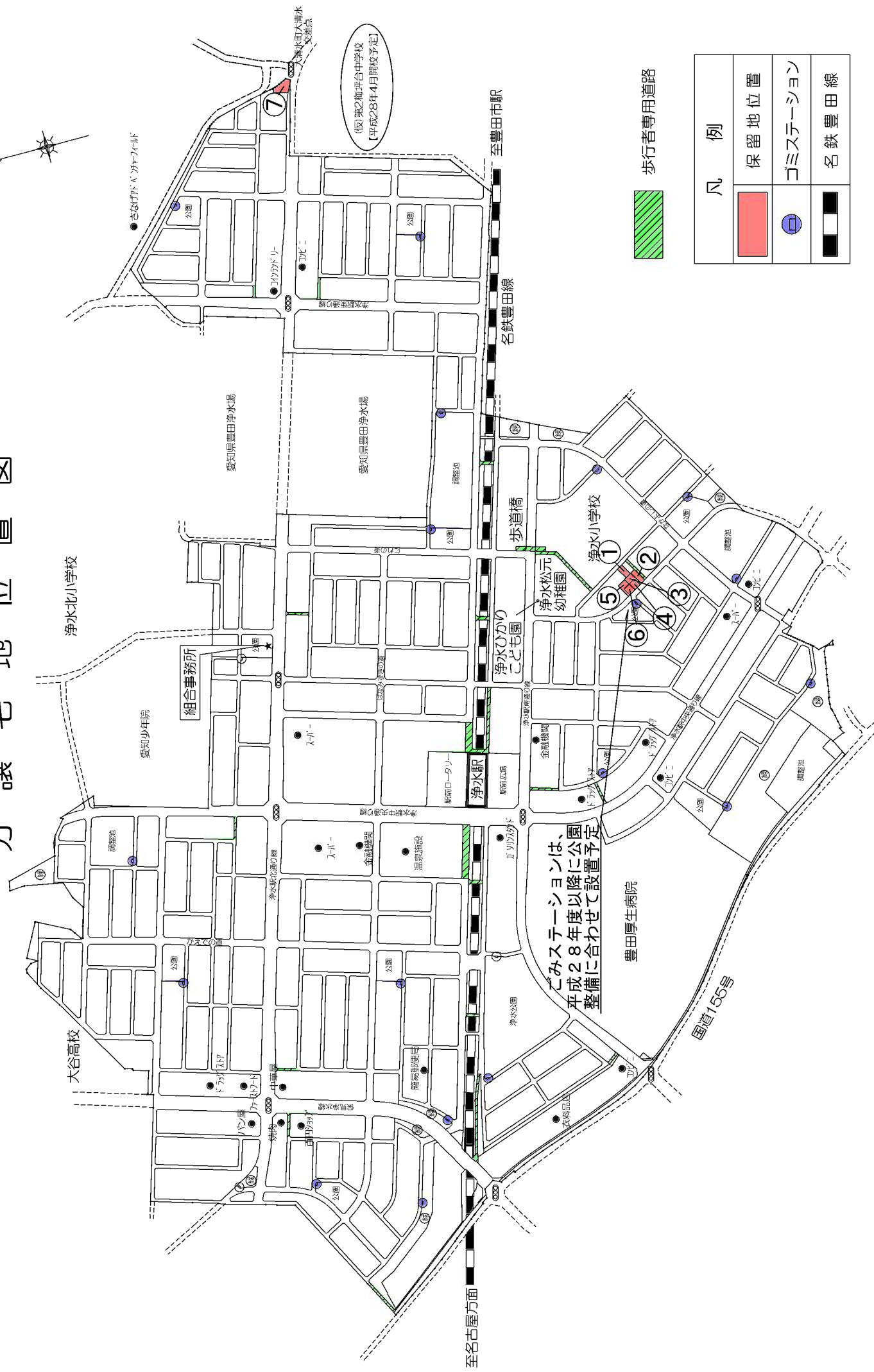
本分譲宅地は土地区画整理事業の保留地のため、下記条件があります。

- ・所有権移転登記は土地区画整理事業の換地処分による登記が完了してからになります。
- ・所有権移転登記に要する諸費用は買受者の負担となります。
- ・所有権移転登記が完了するまでは、他の者に譲渡（売買など）することはできません。
- ・事業終了時の検査測量により地積面積の増減が生じた場合は、契約単価により後日清算となります。（増減どちらの場合でも利子はつけません）

保留地販売・応募状況の確認先（ホームページ） <http://www.hm9.aitai.ne.jp/~t-jyosui/index.html>

（ホームページから募集要項がダウンロードできます。ただし、抽選参加申込書は、募集要項の説明をしたうえで
お渡ししますので、窓口までおこしください）

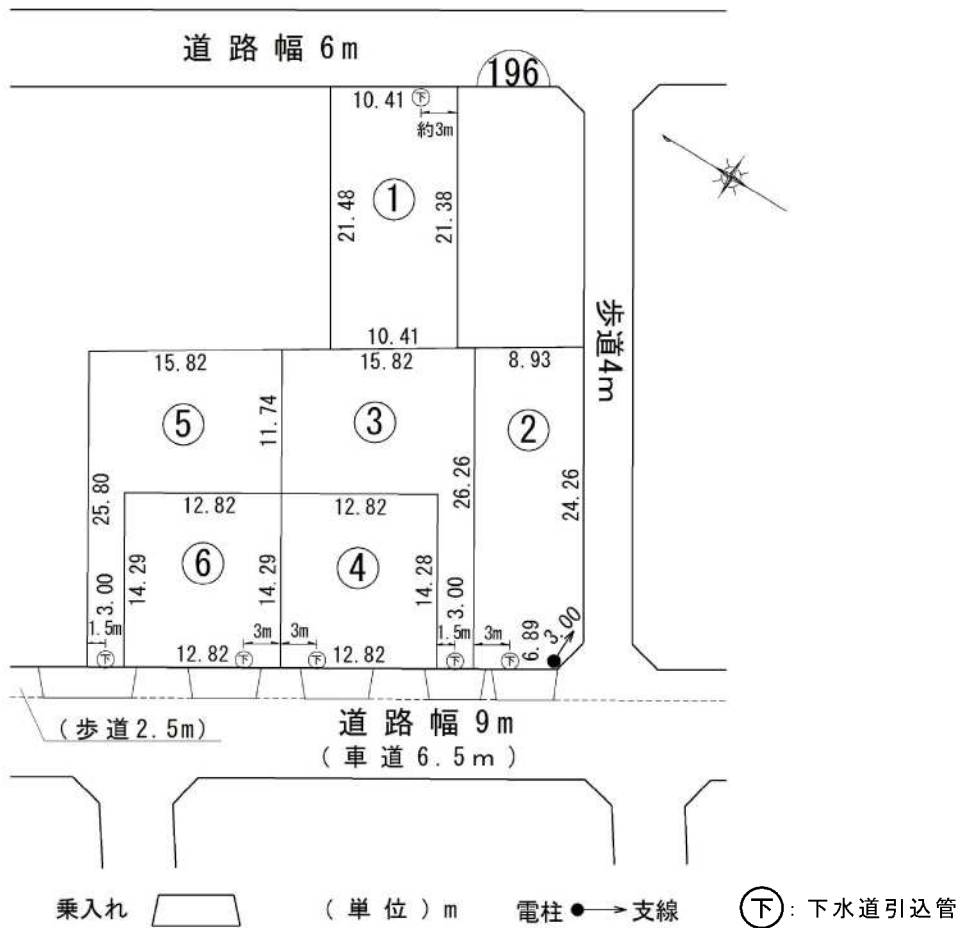
分 類 地 位 圖 示



分譲宅地の説明図

196 街区

①～⑥



1 街区

7

